

## 川崎市港湾局土木工事等の情報共有システム試行実施ガイドライン

(令和5年4月)

### (目的)

第1条 本ガイドラインは、川崎市港湾局が発注する工事において、情報共有システムを試行するにあたり必要な事項を定め、「工事施工中の情報交換・共有の効率化」の実現に寄与することを目的とする。

### (情報共有システム)

第2条 情報共有システム(以下「システム」という。)とは、受注者及び発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、原則として本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

### (システムの選定)

第3条 本試行において使用するシステムは、次に掲げる要件を満たすものから受注者が選定し、発注者の承諾を得るものとする。

- (1) 「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev5.3)(国土交通省)」のうち、以下に示す機能を必須要件とする(「情報共有システム提供者機能要件(Rev5.3)対応状況一覧表(国土交通省)」参照)。
  - 1) 発議書類作成機能
  - 2) ワークフロー機能
  - 3) 書類管理機能  
共有書類管理機能、発議書類管理機能、未発議書類管理機能
  - 4) 工事書類等入出力・保管支援機能
- (2) システム提供方法は、ASP方式(システム提供者がシステムの機能を提供する方式)とする。
- (3) システム操作等について、相談窓口等のサポート体制があるもの。

### (システム利用に係る手続き)

第4条 システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行うものとする。システムにアクセスするためのID及びパスワードは受注者が取得し、発注者へ通知するものとする。

(システムに係る費用)

第5条 システムに係る費用(登録料及び利用料)は、共通仮設費の技術管理費の共通仮設費率に含まれる。

(対象工事帳票)

第6条 対象とする工事帳票は工事打合せ簿とする。なお、工事打合せ簿以外の工事帳票についても、工事打合せ簿に添付することで有効とする。

(書面)

第7条 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものも有効とする。

(成果品)

第8条 対象工事帳票を受注者及び発注者間で事前協議し、「川崎市電子納品要領」に基づき電子納品することを原則とする。

(検査)

第9条 システムで処理された工事帳票は、電子媒体での検査を原則とする。

(利用環境の確認)

第10条 システムの利用にあたり、以下のことに注意すること。

- (1) ID及びパスワードの管理並びに操作端末の管理を徹底し、情報漏洩の防止を図ること。また受注者は、情報漏洩が発生した場合又はその疑いがある場合、速やかに発注者へ報告すること。
- (2) システムで推奨されている環境(通信速度、CPU、容量等)が整っていることを事前に確認すること。

(その他)

第11条 本ガイドラインに定めのない事項については、受注者及び発注者間で別途協議すること。